

特殊健康診断の概要

特殊健康診断の対象者・種類・検査項目について
わかりやすく解説！



1. 特殊健康診断の概要

特殊健康診断とは、法律(労働安全衛生法施行令第22条)で定められた特定の有害業務に従事する労働者に対して実施が義務づけられた健康診断です。

目的

有害物質を取り扱う作業や危険な作業など、有害業務に従事する労働者の健康確保のために行い、職場環境や作業手順、保護具など適切な措置を講じることが目的。

実施義務

特殊健康診断は、年に1回以上の実施が義務付けられている定期健康診断とは別に実施しなければならない。

定期健康診断との違い

定期健康診断は、健康状態を把握し適切な健康管理を行うとともに、労働者の健康状態から職場の内在するリスクを発見し、職場改善を図ることが目的。

報告義務

特殊健康診断を実施した場合、実施後すみやかに結果を労働基準監督署に報告する必要がある。
じん肺健康診断に関しては、毎年12月31日時点の状況報告を翌年2月末までに労働基準監督署に提出する必要がある。

出典: [労働安全衛生法施行令|e-Gov 法令検索](#)

2. 特殊健康診断の実施時期

特殊健康診断は以下のタイミングで実施します。

01

有害業務に配置をする際に実施

雇入れや配置転換で新たに有害業務に配置を行うタイミングで特殊健康診断を実施する必要がある。

02

定期実施

有害業務の種類に応じて、以下の頻度での実施が義務付けられている。

- ・6ヶ月以内ごとに1回
- ・1年以内ごとに1回
- ・3年以内ごとに1回

03

その他の実施

作業条件が大きく変化した場合や健康診断結果で異常所見があった場合に、医師の指示や法令に基づいて臨時に健康診断を実施しなければならないことがある。

3. 特殊健康診断の対象者



以下の業務に従事する労働者が特殊健康診断の受診対象者です。

①有害物質を取り扱う業務

以下の物質を取り扱う業務が対象。

- 特定化学物質
- 石綿（アスベスト）
- 鉛
- 四アルキル鉛
- 有機溶剤

②有害な作業環境下での業務

以下の環境下での業務が対象。

- 高気圧業務
- 放射線業務
- 粉じん業務*

- 石綿業務や一定の特定化学物質業務の健康診断は、
それらの業務に従事をしていなくても過去取り扱ったことがある労働者も対象です。

*粉じん作業は、特殊健康診断(安全衛生法第66条第2項)に含まれず、じん肺健康診断が行われますが、性質的には特殊健康診断と似ています。

4. 特殊健康診断一覧 (種類)

特殊健康診断には、以下の種類があります。

1 高気圧業務健康診断

潜水行為を伴う業務、高気圧室内での業務が対象です。当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごとに1回の実施が必要です。

2 特定化学物質健康診断

特定化学物質(発がん性を有する、もしくは健康障害を引き起こすおそれがある化学物質)を取り扱う業務が対象です。
当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごともしくは1年以内*ごとに1回の実施が必要です。

*要件を満たす事業場

3 石綿健康診断

石綿(アスベスト)を取り扱う業務が対象です。当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごとに1回の実施が必要です。

4 鉛健康診断

鉛を取り扱う業務が対象です。当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごともしくは1年以内*ごとに1回の実施が必要です。

*要件を満たす事業場

4. 特殊健康診断一覧 (種類)

5. 四アルキル鉛健康診断

四アルキル鉛(航空ガソリン用添加物)を取り扱う業務が対象です。当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごともしくは1年以内*ごとに1回の実施が必要です。

*要件を満たす事業場

6. 有機溶剤健康診断

有機溶剤を取り扱う業務が対象です。当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごともしくは1年以内*ごとに1回の実施が必要です。

*要件を満たす事業場

7. 電離放射線健康診断

放射線を使用する業務が対象です。当該業務への配置時に加えて6ヶ月以内ごとに1回の実施が必要です。

8. じん肺健康診断

粉じんを取り扱う業務が対象です。当該業務への配置時に加え、1年以内ごとに1回、もしくは3年以内ごとに1回ならびに離職時の実施が必要です。

5. 特殊健康診断の検査項目

特殊健康診断では、健康診断の種類ごとに検査項目が決められています。

① 高気圧業務健康診断

必須項目

- ・既往歴及び高気圧業務歴の調査
- ・関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状
または他覚症状有無の検査
- ・四肢の運動機能検査
- ・鼓膜及び聴力の検査
- ・血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- ・肺活量の測定

医師が必要と判断した場合に追加で実施する項目

- ・作業条件調査
- ・肺換気機能検査
- ・心電図検査
- ・関節部のエックス線直接撮影による検査

② 特定化学物質健康診断

特定化学物質の種類によって検査項目が異なる。

▼主な検査項目



業務歴の調査



作業条件の簡易な検査



血液検査



尿検査



皮膚検査



呼吸器検査

5. 特殊健康診断の検査項目

③石綿（アスベスト）健康診断

必須項目

- 業務歴の調査
- 石綿による咳、痰、息切れ、胸痛などの検査
- 他覚症状、自覚症状の既往歴有無の検査
- 咳、痰、息切れ、胸痛などの他覚症状や自覚症状の有無の検査
- 胸部X線写真検査

医師が必要と判断した場合に追加で実施する項目

- 作業条件の調査
- 胸部のX線検査の結果
- 異常な陰影がある場合の特殊なX線撮影による検査
- 咳痰の細胞診又は気管支鏡検査

④鉛健康診断

必須項目

- 職務歴の調査
- 作業条件の調査
- 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
- 血液中の鉛量および尿中のデルタアミノリブレン酸量の既往の検査結果の調査
- 鉛による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- 血液中の鉛量の検査
- 尿中のデルタアミノリブレン酸量の検査

医師が必要と判断した場合に追加で実施する項目

- 作業条件の調査
- 貧血検査
- 赤血球中のプロトポルフィリン酸量の検査
- 神経科学的検査

5. 特殊健康診断の検査項目

⑤四アルキル鉛（航空ガソリン用添加物）健康診断

必須項目

- 業務歴の調査
- 作業条件の簡易な調査
- 四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査
- 血液中の鉛量および尿中のデルタアミノリブレン酸量の既往の検査結果の調査
- いらいらや不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振額、四肢の腱反射亢進、恶心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害
その他の神経症状または精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の調査
- 血液中の鉛量の検査
- 尿中のデルタアミノレブリン酸量の検査

医師が必要と判断した場合に追加で実施する項目

- 作業条件の調査
- 貧血検査
- 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- 神経学的検査

5. 特殊健康診断の検査項目

⑥有機溶剤健康診断

必須項目

- 業務歴の調査
- 作業条件の簡易な調査
- 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
- 有機溶剤による健康障害の既往歴、自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
- 尿中の有機溶剤の代謝物量に関する既往の検査結果の調査
- 有機溶剤による貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、神経学的検査などの既往の異常所見の有無の調査
- 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- 有機溶剤中毒予防規則の別表で物質ごとに定められた検査項目

医師が必要と判断した場合に追加で実施する項目

- 作業条件の調査
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 腎機能検査
- 神経学的検査

⑦電離放射線健康診断

必須項目

- 被ばく歴の有無の調査及びその評価
- 白血球数及び白血球百分率の検査
- 赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査
- 白内障に関する眼の検査
- 皮膚の検査

⑧じん肺健康診断

必須項目

- 粉じん作業の職歴の調査
- 胸部エックス線直接撮影
- 胸部臨床検査
- 肺機能検査
- 結核精密検査
- その他合併症に関する検査

6. 特定業務従事者健康診断との違い

労働者に対する健康診断には、定期健康診断、特殊健康診断以外に、**特定業務従事者健康診断**があります。

特定業務従事者健康診断は、労働安全衛生規則に定められた以下の業務に従事する人を対象とした健康診断です。

多量の高熱物体を取り扱う業務および著しく暑熱な場所における業務

多量の低温物体を取り扱う業務および著しく寒冷な場所における業務

ラジウム放射線やエックス線などの有害放射線にさらされる業務

土石、獣毛などの塵埃もしくは粉末が著しく飛散する場所での業務

高気圧下、低気圧下での業務

身体に著しい振動を与える業務

重量物を取り扱うことで労働者に相当な負荷がかかる業務

大きな騒音を発する場所での業務

坑内での業務

深夜業(午後10時から翌午前5時の時間帯)を含む業務

水銀やヒ素などの有害物を取り扱う業務

水銀やヒ素などの有害物によるガスや蒸気、粉じんが発生する業務

感染源となる病原体に接する機会のある業務

▼特殊健康診断と特定業務従事者健康診断の違い



①対象者

特殊健康診断: 有害物質を取り扱うなどの有害業務に従事する労働者

特定業務従事者健康診断: 身体的・精神的負担が大きい業務に従事する労働者



②目的

特殊健康診断: 有害物質や有害環境により発生する健康障害の予防

特定業務従事者健康診断: 重労働や不規則勤務などにより発生する健康障害の予防



③検査内容

特殊健康診断: 法令で指定された検査項目

特定業務従事者健康診断: 基本的に定期健康診断と同じ項目



④実施頻度

特殊健康診断: 当該業務への配置時および法令で定められた期間ごとに1回(主として6ヶ月以内ごとに1回)

特定業務従事者健康診断: 当該業務への配置時および6ヶ月以内ごとに1回

出典:労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう~労働者の健康確保のために~|厚生労働省

7. Growbaseの強み

企業向け健康管理システムGrowbaseでは、特殊健康診断の管理に関する以下の対応が可能です。

特徴①



従業員ごとに特殊健康診断に関する業務歴や取扱物質名の登録を行うことができ、それに基づいて会社が特殊健康診断実施の管理を行うことができる

特徴②



特殊健康診断結果の個人票を作成しデータベース化することができる

特徴③



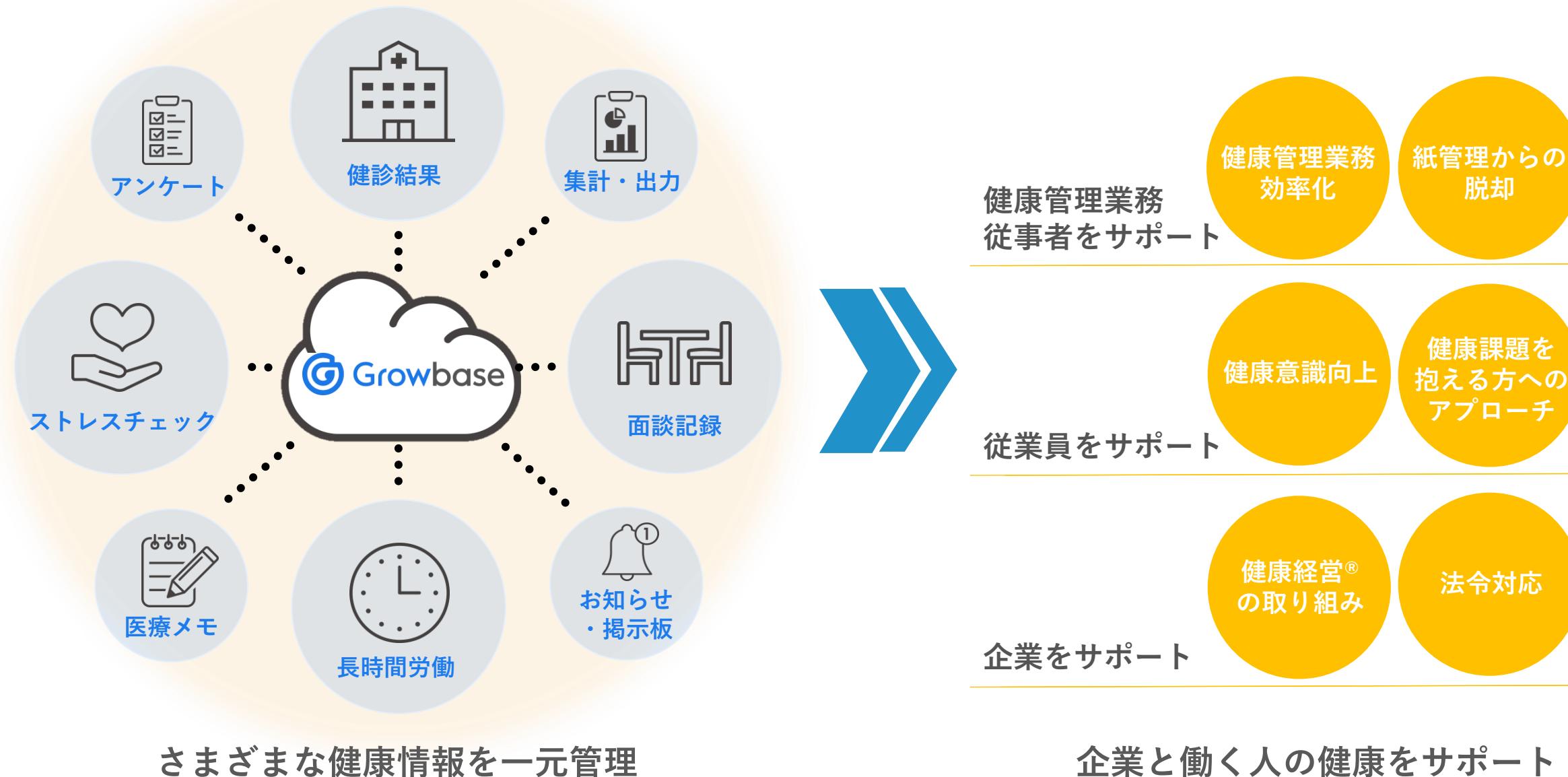
特殊健康診断結果の労働基準監督署への報告書を簡単に作成することができる

参照: [企業向け健康管理システムなら【Growbase】 - クラウド型で健康管理業務を効率化](#)



8. サービス概要

Growbaseは、アナログで可視化しにくい健康管理情報をデジタル化＆一元化し、働く人の健康と企業の成長を支える健康管理クラウドサービスです



9. 監修者プロフィール



勝木 美佐子（かつき みさこ）

株式会社 産業医かつき虎ノ門事務所

医学博士／日本産業衛生学会 指導医／労働衛生コンサルタント

公式サイト：<https://katsuki-sangyoui.com/>

1993年、日本大学医学部を卒業し、同大学院医学専攻（公衆衛生学）を修了。

製造業、清掃業、運送業、通信業、IT業、ホテル業など、多岐にわたる企業で産業医として活動している。

長年の経験にもとづき、労働衛生管理、健康課題の改善、働き方改革に関する企業支援を多数実施。

2018年に産業医事務所を法人化し、企業の健康経営支援に取り組んでいる。

資格

- ・労働衛生コンサルタント
- ・日本内科学会 総合内科専門医
- ・日本消化器病学会 専門医
- ・日本産業衛生学会 指導医
- ・社会医学系専門医協会 指導医・専門医
- ・人間ドック健診 指導医・専門医
- ・日本医師会認定 産業医



サービス導入企業 350社が 「健康経営優良法人」に認定

当社提供の健康管理クラウド「Growbase」及び健診ソリューション「ネットワーク健康診断サービス」導入企業のうち、「健康経営銘柄 2025」に12社、「健康経営優良法人（大規模法人部門）2025」に350社、うち「ホワイト500」に195社が認定。



認定企業

 新生銀行

 SCSK

 伊藤忠エネクス

 スカパーJSAT

FANCL

 RENAISSANCE

 POLA ORBIS HOLDINGS

 sojitz

 YOKOGAWA

 ピックカゴミ

 welcia

 The New Otani

 HOKU

 NORITZ

 中外製薬

 SOMPO ホールディングス

 meiji

 FamilyMart

 Asahi

KOKUYO

 CTC

 NISSIN

 SUNTORY

 Storyteller with the Story
物語コーポレーション

 Nitto

 JVCKENWOOD

 損保ジャパン

 松竹

 モノタロウ

※サービス導入企業のうち「健康経営銘柄 2025」「健康経営優良法人2025」「ホワイト500」に認定された企業の一部抜粋

まずはお気軽にお問い合わせください！



お問い合わせ・お見積りはこちちら ➡



法人営業本部
sl@wellcoms.jp



Growbaseサービスサイト
<https://hss.wellcoms.jp>

ウェルネス・コミュニケーションズが提供するその他のサービス

健康診断実施でお悩みの方
ネットワーク健康診断サービス <https://nw.wellcoms.jp/>

産業医・保健師紹介 https://hss.wellcoms.jp/wellcoms_sangyoui